

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

訓 令  
○福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令

告 示

○大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件

○道路の区域を変更する件

○漁船以外の船舶が使用できる施設を指定する件の一部を改正する件

○政府調達に関する苦情の処理手続要綱を定めた件の一部を改正する件

○福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱を定めた件の一部を改正する件

## 訓 令

### 福島県訓令第1号

福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年一月二十九日

#### 福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令

福島県事務決裁規程（昭和四十四年福島県訓令第1号）の一部を次のように改正する。  
別表第二の7の表農業支援総室の部農業担い手課の項1の(4)から(6)までの規定中「第4条第5項」を「第4条第8項」に改め、同項中「第23条第2号」を「第16条第2号」に改め、同表農村整備総室の部農村振興課の項2の(6)中「第43条第1項」を「第41条第1項」に改め、同項2の(7)から(9)までの規定中「第43条第2項」を「第41条第2項」に改め、同項2の(10)中「第43条第3項」を「第41条第3項」に改める。

福島県知事 内堀雅雄

本庁機関  
出先機関

## 附 則

この訓令は、平成三十一年二月一日から施行する。

(行政経営課)

## 告 示

### 福島県告示第五十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成三十一年一月二十九日から同年二月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び白河市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成三十一年一月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）カワチ薬品白河中山南店 福島県白河市中山南五番三五ほか

二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

（商業まちづくり課）

### 福島県告示第五十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成三十一年一月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十一年一月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道吉間 田滝根線	いわき市川前町小白井 字将監小屋一―二番一 地先から 田村市滝根町広瀬字八 幡二〇六番地先まで いわき市川前町小白井	変更前 A 四・一 四〇・〇	五、九三九・二	六、六四三・五
		変更後 B 九・六		

字将監小屋一一二番一 地先から 田村市滝根町広瀬字幡 門場八番一地先まで	変更後 A 四・一〇 四〇・〇	一一七・四
いわき市川前町小白井 字将監小屋一一二番一 地先から 田村市滝根町広瀬字八 幡二〇六番地先まで いわき市川前町小白井 字将監小屋一一二番一 地先から 田村郡小野町大字小戸 神字坪毛一〇三番一地 先まで	B 九・六〇 二四七・五	五、九三九・二 九、三二九・二

(道路計画課)

福島県告示第五十五号

漁船以外の船舶が使用できる施設を指定する件(平成十四年福島県告示第八百六十八号)の一部を次のように改正し、平成三十一年二月一日から施行する。

平成三十一年一月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

関係図面(真野川漁港及び四倉漁港に係る部分に限る。)を次のように改める。

〔「次のように」は、省略し、改正後の関係図面は、福島県河川港湾総室港湾課、福島県相馬港湾建設事務所及び福島県小名浜港湾建設事務所に備え置いて縦覧に供する。〕

(港湾課)

福島県告示第五十六号

政府調達に関する苦情の処理手続要綱を定めた件(平成八年福島県告示第三百十九号)の一部を次のように改正し、平成三十一年二月一日から施行する。

平成三十一年一月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

第一中「改正された協定」の下に、「経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定」を加える。

(審査課)

福島県告示第五十七号

福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱を定めた件(平成八年福島県告示第三百二十号)の一部を次のように改正する。

平成三十一年一月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

第一条中「県の機関」の下に「及び県が単独で設立する地方独立行政法人」を、「改正された協定」の下に、「経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定」を加える。

第二条に次の一項を加える。

5 委員は、次のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることはない。

一 破産手続開始の決定を受けたとき。

二 禁固以上の刑に処せられたとき。

三 委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められたとき。

附則

この要綱は、平成三十一年二月一日から施行する。

(審査課)